

下水道事業会計予算のあらまし

収益的収支

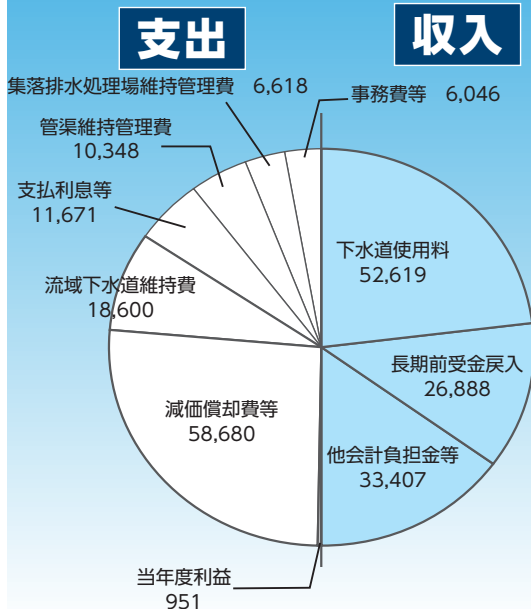
～下水を処理するための予算～

収入 11億 2,914万円
支出 11億 1,963万円

ご家庭や事業所で発生した汚水を下水処理場に送り、処理するための経費とその財源です。

町内の汚水・雨水管（管渠）を維持管理する経費や、汚水を浄化する経費が含まれます。財源として下水道使用料が使われています。

(単位：万円)



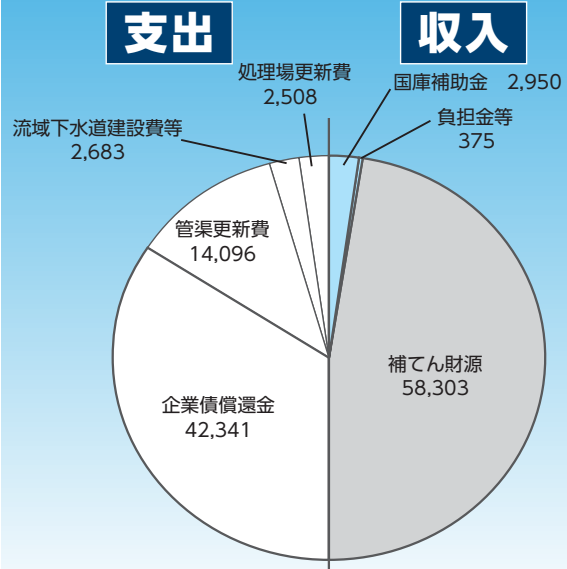
資本的収支

～下水処理設備をつくるための予算～

収入 3,325万円
支出 6億 1,628万円

下水処理場や管渠の整備・長寿命化を進める経費や、整備するために借り入れた資金の返済に関する経費とその財源です。国などからの補助金等でまかなうほか、不足分は、資本拡充のために企業内部で留保・積立した資金を取り崩すなどして補っています。

(単位：万円)



令和2年度主要事業

公共下水道管渠建設改良事業

下水道管の長寿命化対策事業

流域下水道建設負担金

下水処理場の整備・更新に要する建設負担金

農業集落排水処理場建設改良事業

老朽化した農業集落排水処理施設の更新事業



＜令和2年度矢巾町下水道事業業務予定量＞

※矢巾町が管理する下水道は、市街地の公共下水道と農村地域の農業集落排水に分けられます。

- 処理戸数（下水道に接続している世帯数） 10,500戸
- 年間処理水量（1年間に処理場で処理する汚水の総量） 3,597,440m³
- 1日平均処理水量（年間処理水量を年間日数で割った水量） 9,856m³

持続可能な事業運営のため、今年度も下水道施設の更新・長寿命化に取り組んでいくジャ！

下水道事業会計について詳しくは、役場上下水道課経営係(☎ 611-2562)へ。

子育て世代包括支援センター “にこにこ” をご利用ください

役場健康長寿課（さわやかハウス内）に町子育て世代包括支援センター“にこにこ”を設置しました。

妊娠・出産・子育て期において安心して子育てができるよう、各種取り組みを通じて、町の保健師、助産師、栄養士などの専門スタッフが、サポートします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

なお、各事業の詳しい日程は、町ホームページをご覧ください。

母子健康手帳交付

●**交付日・時間** 毎週金曜日①午前9時～午前11時30分②午後1時～午後4時

●**申請に必要なもの** 妊娠届出書、印鑑（認印可）、妊婦本人のマイナンバーカード、委任状（妊婦本人以外の方が申請する場合）

マタニティひろば

●**コース** ①**妊婦のみ** 妊娠中の生活、食事 など
②**妊婦と夫** 沐浴体験、産後の生活を考える など

赤ちゃん相談

家庭訪問または来所での相談ができます。

●**回数** 月2回

●**相談できること** 妊産婦の体調ケア、授乳・卒乳

相談、家庭での赤ちゃんのケア

●**持ちもの** 母子健康手帳、子どもの世話に必要なもの

プレママエール

お腹の赤ちゃんのエコー写真や、会場で撮影した赤ちゃんの写真でベビーフォトブックを作ります。

●**回数** 毎月1回（金曜日）

●**対象** 妊婦～産後4カ月までの親子

※この他、どんぐりっこ（やはぱーく内）でも、妊産婦向けのイベント「みのりっこ」を行っています。

親子でベビーダンス

赤ちゃんを抱っこして、ゆったりステップを踏みながら、ママと赤ちゃんのスキンシップが図れます。

●**回数** 毎月1回

●**対象** 産後4カ月ごろ～12カ月までの親子

母子保健事業

家庭訪問や様々な事業を通じて、妊娠・出産・子育て期のそれぞれのステージで、お子さんと家族をサポートします。

●**内容** 妊産婦さんの健診、赤ちゃん訪問、お子さんの検査や健診、お子さんの予防接種 など

▼**問い合わせ** 町子育て世代包括支援センターにこにこ（役場健康長寿課健康づくり係内 ☎611-2826）

子ども家庭総合支援拠点 児童・家庭に関する相談に応じます

町教育委員会子ども課に「町子ども家庭総合支援拠点」を設置し、18歳までの子どもとその家庭、妊産婦などに関する児童家庭総合相談として、各種相談に応じます。

保護者はもちろん、子どもの関係者、子ども本人も相談できます。なお、地域や関係機関から心配な子どもや家庭について連絡があった場合は、本人の了承の上で相談や支援を行います。

町の専門スタッフが対応しますので、安心してご利用ください。ひとりで悩まず、一緒に考えていきましょう。※**相談無料・秘密厳守**

▼**相談できる内容** 子どもの性格や生活習慣、知能や言語面、集団生活、家族問題、養育、心身障害 など

▼**相談方法** ①来所による相談（さわやかハウス内相談室など）②電話による相談 ③家庭訪問による

相談 ※来所、家庭訪問は要予約

▼**相談・問い合わせ** 町教育委員会子ども課子どもあんしん係（☎611-2831、697-1567）※受け付けは平日午前9時～午後5時

児童手当の現況届を 忘れずにご提出ください

現在、町から児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。この届は、手当を引き続き受給できるかを確認する書類です。提出しない場合は、手当の支給を停止することがありますので、忘れずに提出してください。

児童手当を受給している方には、町から書類を郵送します。必要事項を記入し必要書類をそろえて、同封の返信用封筒で郵送してください。

▼**提出期限** 6月30日(火)

▼**提出先・問い合わせ** 町教育委員会子ども課子育て家庭支援係（さわやかハウス内 ☎611-2772）